

戸別受信機の無償貸与に係る事前申請を受け付けます

令和7年度に実施する、「帯広市地域防災無線」の設備更新工事に伴い、「戸別受信機」を整備します。令和8年度以降、対象となる世帯のうち、貸与を希望する世帯に対し、戸別受信機を無償貸与（要申請）します。

戸別受信機ってなに？

災害情報や弾道ミサイル飛来などの国民保護事案等、自治体からの防災情報を音声で受信できる機器です。

また、受信内容の録音機能もあるため、不在時等でも放送内容を確認することができます。



※写真はイメージです。

貸与対象となるのは？

貸与対象は「スマートフォンや携帯電話等の通信手段を持たない世帯」※となります。

世帯員のうち、1人でもスマートフォンや携帯電話を所有している場合は貸与対象外となりますのでご了承ください。

※固定電話のみ所有している世帯



事前申請方法は？

お電話、または直接市危機対策課窓口へお問い合わせください。事前申請受付後、対象となる世帯に対し詳細なお手続方法をお知らせします。（令和8年1月以降を予定）

なお、事前申請により無償貸与を確約するものではありません。あらかじめご了承ください。

【事前申請受付期間】

令和7年7月18日（金）～令和7年10月10日（金）

※令和8年4月1日～貸与に係る申請受付期間となります。

留意事項

- 1 戸別受信機は、使用者の責任により適切に管理してください。
- 2 戸別受信機の維持管理に係る費用（電気料金、乾電池）は使用者負担となります。
- 3 使用者の故意・過失により戸別受信機を破損させた場合は、使用者負担となります。
- 4 貸与対象外（死亡、市外転出等）となった場合は、速やかに市へ返還願います。
- 5 貸与を受けた戸別受信機は、転貸や譲渡はできません。

【お問い合わせ先】

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地（庁舎5階）

帯広市総務部危機対策室危機対策課 電話：0155-65-4103 FAX：0155-23-0151

メール：bousai@city.obihiro.hokkaido.jp